

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	事務費（22-33-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠法令等	生活保護法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	保護課職員及び被保護者等				
内容	<p>1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 嘱託医の設置費（内科医2名・精神科医1名） 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費） 近接地外旅費（扶養義務調査・病院訪問調査） 役務費（被保護者通知、戸籍照会、29条調査郵送料等） 委託料（医療費支払事務、プライバシー保護シール貼付、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費）</p> <p>2 その他経費 近接地外旅費（全国研修会、先進福祉都市視察等） 食糧費（山谷福祉関係機関連絡会） 委託料（アパート整理委託） 使用料及び賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ料） 負担金（全国研修会参加費等・大都市福祉事務所長会）</p>				
経過	<p>平成5年度 委託料 アパート整理委託 新規予算措置 平成6年度 委託料 プライバシー保護用シール添付委託 新規予算措置 越年対策報償費が事務費から分離 平成12年度 生活保護システム更新4月稼動 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置</p>				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>委託業務及び委託先 ・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 診療報酬支払基金 ・介護扶助費支払事務 国民健康保険連合会 ・要介護認定調査（10割給付者） 介護保険課 ・プライバシー保護シール貼付委託 シルバー人材センター ・保護施設委託事務費 東京都高齢者研究・福祉振興財団 ・アパート整理業務、レセプト点検、生活保護システム運用 他の業務は職員が実施。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	19,451	20,189	21,543	22,143	38,475	34,460	34,199	
決算額（19年度は見込み）	19,187	19,987	20,831	21,446	36,301	29,957	34,199	
人件費					27,581	19,638		
【事務分担量】（%）					320	320		
合計（+）	19,187	19,987	20,831	21,446	63,882	49,595	34,199	
国（特定財源）	8,834	6,738	6,196	5,177	17,610	7,891	5,153	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	10,353	13,249	14,635	16,269	46,272	41,704	29,046	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	介護扶助審査判定件数	83	67	99	121	105	144	97
	アパート整理件数	9	9	14	12	12	10	14

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	報酬	嘱託医	4,666	嘱託医、資産調査専門員	6,521	嘱託医、資産調査専門員	7,450
	旅費	全国研修会等	0	全国研修会等	0	全国研修会等	60
	食糧費	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	8
	一般需用	印刷製本（封筒等）	855	印刷製本（封筒等）	787	印刷製本（封筒等）	979
	役務費	郵送料（各種通知）	5,761	郵送料（各種通知）	5,769	郵送料（各種通知）	6,000
	委託料	システム導入、レプト点	24,175	システム保守、レプト点検、医	15,208	システム保守、レプト点検、医	17,860
	使用料及負担金補	生保システム機器リース等	783	生保システム機器リース等	1,440	生保システム機器リース等	1,483
		全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	レプト点検過誤返還金(千円)	24,113	21,708	27,854	3,013		レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	レプト点検総件数(千件)	100	111	119	20		

（問題点・課題 指標分析）	被保護者数の増加、路上生活者支援事業等により、年々事務量は増加している。生保システム・パソコン等の有効活用、レセプト点検委託、医療扶助データベース化の推進等に取り組み、対応してきた。引き続き事務改善を通じて効率的・効果的な執行を行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	医療費の負担軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく事務の執行経費

（状況 要質 問状）	平成12年度 四定 小島区議（共産党） 区報で生活保護制度を周知する特集を組むこと 平成13年度 三定 斉藤区議（共産党） 区報に特集（生活困窮した場合の相談方法等）を組んで周知してほしい い・保護課の相談カードに生活保護申請の意思を明確に示せるよう、様式の改善をしてほしい
------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	越年対策報償費	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	嶋田 和子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	越年対策報償費（22-33-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	・東京都福祉局長通知 ・山谷対策本部会決定	
終期設定	有 無	年度	法令等	（東京都・台東区・荒川区）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	東京都山谷地域越年相談事業に協力し、生活相談、宿泊援護等の業務に従事する一般職員の報償費の支給				
対象者等	保護課職員				
内容	越年相談事業 山谷地域居住者のうち、年末年始の就労事情により、宿泊もできない困窮者に対して、生活相談及び宿泊援護等を行う。 1 相談の実施期間 12月29日 2 実施場所 相談所 台東区リバーサイドスポーツセンター及び荒川区役所 援護施設 なぎさ寮（大田区）他 3 援護の方法 各相談所で面接相談を行い、次の措置をとる。 宿泊援護が必要な者は、なぎさ寮等への入所措置（タクシー等により施設へ移送） 入院が必要な者は、生活保護法による入院措置				
経過	昭和35年 第1～4次山谷事件発生 副知事を長とした「山谷旅館街宿泊人対策協議会」が設置され山谷対策の基本方針を決定 昭和37年 「山谷福祉センター」設置。初めて越年対策実施（以後毎年実施）生活保護申請続出 昭和40年 「東京都城北福祉センター」・「財団法人労働センター」開設 昭和43年 山谷事件多発。東京都山谷対策本部設置。翌年、民生局に「山谷対策室」を設置 昭和47年 山谷労働センター乱入事件・焼き打ち事件発生 昭和48年 都が山谷対策特別就労事業を開始（以後毎年実施） 昭和49年 越年施設大井寮開所。（昭和63年大田寮に改称、平成6年なぎさ寮に改称） 昭和53年 準更生施設「潮見寮」竣工 平成11年 更生施設 「さざなみ苑」8月開設（越冬施設「潮見寮」から通年開設の施設となる）				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 越年相談事業は、東京都が、「山谷地区越年越冬対策部会」の決定に基づき実施。 台東区、荒川区は、東京都福祉保健局長からの依頼により職員に従事させている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	689	689	534	689	398	371	371	
決算額（19年度は見込み）	689	689	398	371	398	265	371	
人件費					431	119		
【事務分担量】（%）					5	5		
合計（+）	689	689	398	371	829	384	371	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	689	689	398	371	829	384	371	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延従事職員数	26	26	15	14	15	10	14

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	越年対策事務従事	398	越年対策事務従事	265	越年対策事務従事	371

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	越年相談者数(人)	1,292	1,100	853	0		
	宿泊援護者数(人)	1,235	1,035	825	0		
	入院者数(人)	1	7	1	0		

（問題点・課題分析）	
実施状況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	山谷地域の越年相談事業関連経費

議会議決要旨	なし
--------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	就労促進事業	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	五位野 恵子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	就労促進事業（22-33-72-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区就労支援専門員設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。				
対象者等	被保護者のうち就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者。				
内容	就労支援専門員（ハローワークOB）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立、人材銀行等への同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				
経過	平成17年4月 事業開始				
必要性	被保護者の自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立、人材銀行等への同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ 就業状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額					3,194	3,079	3,078
	決算額（19年度は見込み）					3,059	3,037	3,078
	人件費					862	854	
	【事務分担当】（%）					10	10	
	合計（+）	0	0	0	0	3,921	3,891	3,078
	国（特定財源）					3,034	3,033	3,038
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	887	858	40	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	就労支援対象者数					72	89	100

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	就労支援専門員報酬	2,723	就労支援専門員報酬	2,717	就労支援専門員報酬	2,718
	共済費	社会保険料	311	社会保険料	316	社会保険料	321
	特別旅費	ハローワーク等同行	25	ハローワーク等同行	4	ハローワーク等同行	39

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	就労人員(人)	/	41	51	8		
	就労自立世帯数(世帯)	/	2	7	0		

(問題点・課題分析)	<p>短期間の就労で辞める者が多いため、担当ケースワーカーとの連絡及び連携を密にし、就労の阻害要因となるものを把握することでケースの不安を取り除き、働かされるのではないことを十分説明し、就労意欲を高めていく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>港、墨田、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、中央、新宿、江東、品川、中野、豊島、北、板橋、葛飾、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
18年度の支援方法を踏まえ、支援対象者の選考・支援メニューの適切な選択を行うことにより、より多くの者の就労に結びつける。	就労に結びつくことが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	就労支援専門員の配置、相談・援助活動に要する経費

議会議決要旨	なし
--------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立支援事業	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	樽井 誠	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自立支援事業（22-33-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。				
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者				
内容	1 路上生活者の自立に向けた生活に関すること等の相談 2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき設置された各施設の利用承諾等 [路上生活者対策施設] (1) 路上生活者緊急一時保護センター（一時的な保護と心身の健康回復） (2) 路上生活者自立支援センター（上記保護センター利用者で就労に支障のない者の生活相談、指導） [路上生活者対策施設の設置の考え方] (1) 路上生活者緊急一時保護センターと路上生活者自立支援センターは、特別区の各ブロック内にそれぞれ1か所設置。（計10施設） また、設置期間は概ね5年間とする。 (2) 施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。				
経過	平成12年7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協議締結 12月 自立支援センター台東寮、新宿寮開設 平成13年4月 荒川区において路上生活者自立支援相談員設置 4月 自立支援センター豊島寮開設 7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結 11月 緊急一時保護センター大田寮開設 平成14年2月 自立支援センター墨田寮開設 3月 緊急一時保護センター板橋寮開設 平成15年6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択 7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定、施行 平成16年3月 緊急一時保護センター江戸川寮開設 3月 自立支援センター渋谷寮開設 平成17年2月 緊急一時保護センター荒川寮開設 8月 緊急一時保護センター千代田寮開設 平成18年4月 自立支援センター杉並寮開設 11月 緊急一時保護センター世田谷寮開設 平成19年3月 自立支援センター葛飾寮開設				
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 利用承諾、処遇決定等は、特別区が行う。宿泊援護、生活指導、健康診断等は、特人厚が共同処理する。 職業相談、住宅相談は、東京都が行う。 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,982	4,268	3,434	3,353	3,269	3,199	3,203	
決算額（19年度は見込み）	2,958	3,336	3,177	3,190	3,167	3,108	3,203	
人件費					8,619	0		
【事務分担量】（%）					100	0		
合計（+）	2,958	3,336	3,177	3,190	11,786	3,108	3,203	
国（特定財源）	2,958	3,303	1,758	3,095	3,012	3,009	3,029	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	33	1,419	95	8,774	99	174	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	緊急一時保護センター在籍者数				9	5	11	12
	自立支援センター在籍者数				10	9	4	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬	2,709
	共済費	社会保険料	303	社会保険料	300	社会保険料	321
	職員旅費	研修旅費	81	研修旅費	57	研修旅費	86
	特別旅費	施設移送同行旅費	43	施設移送同行旅費	32	施設移送同行旅費	58
	役務費	施設移送費	30	施設移送費	10	施設移送費	29

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	自立者数(人)	16	21	11	2		路上生活から自立した生活に移行した者
	相談延件数(人)	87	115	89	14		
	緊急一時保護センター入所者数(人)	57	74	58	11		

(問題点・課題)	区内の緊急一時保護センターの施設運営事業者との連絡を密にし、地域に十分配慮した適正な施設運営及び巡回相談が図られることが必要である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
路上生活者の巡回相談を充実し、緊急一時保護センターの利用促進を図る。	路上生活者の就労による自立により、路上生活者の減少が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	自立支援員の配置、路上生活者の生活相談・都区共同事業の利用援助等

(状況)	自立支援事業に関する質問、ホームレス問題に対する認識等
------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	山谷地区医療協力謝礼金	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行				
		担当者名	上岡 勝美	内線	2621				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	山谷地区援護費(22-44-50-01)								
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠法令等	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書					
終期設定	有 無	年度							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]							
	施策	低所得者の自立支援[02-10]							
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する、医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。								
対象者等	城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者等に対して医療業務を行った民間医療機関。								
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 使途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定								
	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金
	A	30 - 49	35,000	G	250 - 299	150,000	M	550 - 599	300,000
	B	50 - 74	40,000	H	300 - 349	175,000	N	600 - 699	325,000
	C	75 - 99	50,000	I	350 - 399	200,000	O	700 - 999	350,000
	D	100 - 149	75,000	J	400 - 449	225,000	P	1000 - 1499	375,000
	E	150 - 199	100,000	K	450 - 499	250,000	Q	1500 - 1999	400,000
	F	200 - 249	125,000	L	500 - 549	275,000	R	2000以上	425,000
	経過	昭和47年 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始、昭和50年6月14日協定を締結 平成4年 格付け点数上限を600点から2,000点に、下限を50点から30点に変更 平成5年 単価改訂、格付け単価を一律5,000円増額 平成11年度 国庫補助金の対象事業となる。							
	必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。							
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 協力金の金額査定 東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、城北労働・福祉センターで構成する査定委員会 が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。								

予算・決算額等の推移		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	3,975	2,077	2,010	2,050	2,596	2,665	2,344
	決算額（19年度は見込み）	3,170	1,875	1,920	2,010	1,840	1,555	2,344
	人件費	/	/	/	/	862	854	/
	【事務分担量】（%）	/	/	/	/	10	10	/
	合計（+）	3,170	1,875	1,920	2,010	2,702	2,409	2,344
	国（特定財源）	3,170	1,875	1,855	2,010	1,840	1,555	2,344
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	65	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入院（件数）	378	201	195	217	216	199	200
	外来（件数）	674	363	429	400	303	207	220

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	山谷地区医療協力金	1,840	山谷地区医療協力金	1,555	山谷地区医療協力金	2,344

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	対象医療機関(件)	47	44	38	0		

（問題点・課題 指標分析）	東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課において、「東京都山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金交付要綱・同事務取扱要領」を制定し予算の範囲内で謝礼金を交付している。この事業と本事業との関係も含め、事業のあり方や効果について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	山谷の簡易宿所居住者等に対する円滑な医療実施を目的

議会議況 （要旨）	なし
--------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	松本 不二男	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	生活扶助（22-55-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 【生活保護制度の基本原則】 1 国家責任による最低生活の保障 2 保護請求権の無差別平等 3 健康で文化的な最低生活保障 4 保護の補足性の原理 生活扶助は、被保護者の日常生活の需用を満たすために必要なものを扶助する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすと同時に、現在の収入が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。（生活用品で当該地域の普及率70%超のものは保有可） 自己が利用しうる資産、能力等あらゆるものの活用 民法で定める扶養義務者の扶養 他法、他施策による扶助の優先活用				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 【生活扶助の範囲】 1 衣食その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの 2 移送費 【生活扶助の実施原則】 1 居宅保護を原則。ただし、居宅でできないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に収容して行う。 2 金銭給付を原則。ただし、金銭給付でできないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 3 保護金品は1ヶ月分以内を限度に前渡しする。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分をこえて前渡しできる。 4 居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付。これによりがたいときは、被保護者個々に交付。 【生活扶助の基準額】（18年度）70歳以上単身世帯 75,770円 【荒川区の生活扶助】（18年度）平均支給月額 61,023円（4,126人）				
経過	昭和21年9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に到る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算				
必要性	生活保護法に基づく事務事業である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【保護実施上の原則】 1 申請保護の原則（職権も可） 2 保護基準による判定、支給 3 必要即応の原則 4 世帯単位の原則 【実施内容】 1 面接相談、申請受理 2 申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 3 施設への収容、保護費の支給 4 訪問による自立助長のための生活指導、生活相談、病状把握等 【保護費支払方法】 窓口払（約900件） 銀行払（約2,600件） 送金払（約200件）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,344,150	2,593,630	2,904,319	3,024,387	3,087,544	3,261,618	3,154,679	
決算額（19年度は見込み）	2,336,087	2,586,398	2,893,611	3,013,045	3,007,985	3,021,381	3,154,679	
人件費					40,572	44,270		
【事務分担量】（%）					525	540		
合計（+）	2,336,087	2,586,398	2,893,611	3,013,045	3,048,557	3,065,651	3,154,679	
国（特定財源）	1,752,065	1,900,994	2,170,208	2,225,950	2,214,677	2,209,076	2,339,759	
都（特定財源）	60,967	72,573	90,904	106,516	92,796	86,136	93,364	
その他（特定財源）	32,793	37,712	33,591	28,010	42,726	47,858	35,000	
一般財源	490,262	575,119	598,908	652,569	698,358	722,581	686,556	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	基準生活延人員	34,016	37,871	42,997	46,382	48,189	49,515	54,087
	基準生活費	2,243,855	2,478,933	2,783,235	2,891,995	2,883,743	2,888,692	3,005,128
	その他生活費	92,232	99,511	109,336	121,050	124,242	132,689	149,551

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準生活費等	3,007,985	基準生活費等	3,021,381	基準生活費等	3,154,679

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,535	3,637	3,680	3,668		
	保護人員(人)	4,245	4,424	4,478	4,446		
	保護率(%)	22.7	23.4	23.3	22.9		

(問題点・課題 指標分析)	<p>景気の停滞、高齢化の進展を背景に被保護者数は依然として増加傾向にあり、生活扶助費は増加の一途である。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は重要課題となっている。</p> <p>具体的には、収入・資産調査の充実による不正受給の防止、扶養義務調査の充実による経費の節減（仕送り増等）、就労指導の強化による自立助長、生活保護費弁償金等歳入の適正な確保について等、適正実施のための取組みを強化することが必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被保護者の資産・収入・年金等の調査や就労指導を強化する。	適正な生活保護の実施や就労者の増が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

(議会要旨) 状況	<p>平成13年度 三定 餓死事件を発生させないために、電気・ガス事業者とも総合的な連絡・連携体制をとるように。 ケ-7-カー1人あたり80ケ-7-体制（国基準）の実現。人員増を望む。</p> <p>[過去の状況] 教科書問題に関すること（平成8年6月～9年6月）、保護の実施に関すること（平成9年2月）、職員体制に関すること（平成9年2月）、生活保護世帯への相談の充実（平成11年三定）</p>
--------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	松本 不二男	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	住宅扶助(22-55-28-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して下記により住宅扶助を行う。</p> <p>[住宅扶助の範囲] 1 住宅費(家賃・間代、地代、敷金等) 2 住宅維持費(住宅維持のための補修等)</p> <p>[住宅扶助の実施原則] 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 3 保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]（18年度）家賃等 一般基準 13,000円以内 特別基準 53,700円以内 特別基準(1.3倍) 69,800円以内 敷金等 279,200円以内 住宅維持費(年額) 117,000円以内</p>				
経過	生活扶助と同じ。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 宿所提供施設、緊急宿泊施設等の一時的宿泊施設への収容による現物給付以外は、生活扶助と同じ。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	931,470	1,057,570	1,242,979	1,399,695	1,498,500	1,691,960	1,736,810	
決算額（19年度は見込み）	929,309	1,055,794	1,242,006	1,389,296	1,479,618	1,545,074	1,736,810	
人件費					40,572	44,270		
【事務分担当】（%）					525	540		
合計（+）	929,309	1,055,794	1,242,006	1,389,296	1,520,190	1,589,344	1,736,810	
国（特定財源）	696,981	791,845	931,504	1,041,972	1,109,713	1,158,806	1,302,608	
都（特定財源）	16,098	24,678	35,454	42,757	40,138	35,196	38,820	
その他（特定財源）								
一般財源	216,230	239,271	275,048	304,567	370,339	395,342	395,382	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	家賃延世帯数	25,079	27,633	31,469	34,781	36,164	37,324	40,897
	家賃支出額	886,188	1,004,732	1,175,065	1,316,845	1,404,259	1,470,084	1,647,617
	その他住宅費	43,121	51,062	66,941	72,451	75,359	74,990	89,193

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	扶助費	家賃・間代等	1,479,618	家賃・間代等	1,545,074	家賃・間代等	1,736,810

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	生活扶助と同じ						

（問題点・課題 指標分析）	<p>被保護者数の増加や平均単価の上昇は住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。</p> <p>被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがある。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切な指導を行っていく。</p> <p>都営住宅の家賃滞納については、都と協力し対処する。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

議 会 要 旨 状	なし
-----------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	松本 不二男	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	教育扶助(22-55-42-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴い必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人学校は除外）、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。</p> <p>〔教育扶助の範囲〕 1 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 2 義務教育に伴って必要な通学用品 3 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの</p> <p>〔教育扶助の実施原則〕 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。</p> <p>〔教育扶助の基準額〕（18年度）一般基準 小学校 2,150円 中学校 4,180円 特別基準(学級費等) 小学校 610円 中学校 700円</p>				
経過	生活扶助と同じ。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>基準額の支給は、義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の保護費に加算して親権者に支給する。給食費、教材代等は、教育委員会、学校長に対し調査を行い支給額を決定する。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	9,412	11,673	13,337	14,880	15,168	17,273	18,894
	決算額（19年度は見込み）	9,272	11,275	12,850	13,062	14,974	16,992	18,894
	人件費					40,572	44,270	
	【事務分担当】（%）					525	540	
	合計（+）	9,272	11,275	12,850	13,062	55,546	61,262	18,894
	国（特定財源）	6,954	8,456	9,637	9,796	11,230	12,744	14,171
	都（特定財源）	76	36	11	85	43	52	91
その他（特定財源）								
	一般財源	2,242	2,783	3,202	3,181	44,273	48,466	4,632
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	基準教育延人員	1,162	1,400	1,577	1,604	1,805	2,042	2,238
	基準教育費	3,434	4,228	4,755	4,732	5,380	5,910	6,038
	その他教育費	5,838	7,047	8,095	8,330	9,594	11,082	12,856

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準教育費等	14,974	基準教育費等	16,992	基準教育費等	18,894

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	生活扶助と同じ						

（問題点・課題分析）	
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議事録 （要旨）	なし
---------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	飯塚 房枝	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護扶助(22-55-56-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。</p> <p>[介護扶助の範囲]（介護保険の給付対象と同じ）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）</p> <p style="margin-left: 20px;">2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送</p> <p>[介護扶助の実施原則]</p> <p style="margin-left: 20px;">1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。</p> <p style="margin-left: 20px;">4 保護金品は、被保護者に交付する。</p> <p>[介護扶助と介護保険給付の関係]</p> <p style="margin-left: 20px;">1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）</p>				
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>[被保険者] 保護の申請・介護扶助を決定（事前に、要介護認定を受け介護サービス計画を作成していることが必要）</p> <p>[被保険者以外] 保護の申請 要介護の審査、判定に基づき介護サービス計画作成を依頼 介護扶助を決定以下、両者同じ 介護券を発行し、直接指定介護機関へ送付 介護扶助支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託 福祉用具購入費、移送費等は、福祉事務所で支払い</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	49,945	83,588	109,911	142,259	188,643	266,195	279,236
	決算額（19年度は見込み）	49,008	82,085	108,592	128,876	181,839	206,333	279,236
	人件費					40,572	44,270	
	【事務分担当】（%）					525	540	
	合計（+）	49,008	82,085	108,592	128,876	222,411	250,603	279,236
	国（特定財源）	36,756	61,564	81,444	96,657	136,379	154,750	209,427
	都（特定財源）	2,108	3,838	7,009	6,834	9,808	10,798	10,515
その他（特定財源）								
一般財源	10,144	16,683	20,139	25,385	76,224	85,055	59,294	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	居宅介護延人員	2,119	2,601	3,074	3,619	4,368	4,428	5,766
	施設介護延人員	265	482	719	896	1,116	1,175	1,446

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	居宅介護費等	181,839	居宅介護費等	206,333	居宅介護費等	279,236

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	生活扶助と同じ						

（問題点・課題）	<p>東京都、介護保険者、指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、介護扶助の実状を把握し適正実施に努める。</p> <p>介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助（社会的要因による入院）から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ十分な状態ではない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

況議 （要 質 問 状）	なし
--------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	飯塚 房枝	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	医療扶助(22-55-70-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	25年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。				
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。</p>				
経過	生活扶助と同じ。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>被保護者の申請（傷病届）により医療券を発行し、指定医療機関等で現物給付。なお、入院に際しては医師の要否意見書に基づき実施。</p> <p>医療扶助の実施にあたっては、専門的知識・判断等が必要になるため精神科医を含む嘱託医3人を委嘱。診療報酬の支払いは社会保険診療報酬支払基金に委託。移送費、眼鏡等の一部の医療費は、福祉事務所で支払。レセプト点検委託 民間業者</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	3,737,726	3,970,476	4,338,129	4,753,737	5,031,818	5,241,981	4,903,076	
決算額（19年度は見込み）	3,724,887	3,966,498	4,294,267	4,611,821	4,787,779	4,819,187	4,903,076	
人件費					40,572	44,270		
【事務分担当量】（%）					525	540		
合計（+）	3,724,887	3,966,498	4,294,267	4,611,821	4,828,351	4,863,457	4,903,076	
国（特定財源）	2,793,665	2,974,874	3,220,700	3,458,865	3,590,834	3,614,390	3,677,307	
都（特定財源）	348,691	368,731	382,860	328,082	327,662	329,582	324,279	
その他（特定財源）								
一般財源	582,531	622,893	690,707	824,874	909,855	919,485	901,490	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入院延件数	5,850	6,120	6,101	6,434	6,210	6,121	6,306
	外来延件数	38,869	43,455	49,778	54,718	57,991	58,091	65,115
	歯科延件数	4,074	4,822	5,604	6,480	7,281	7,478	8,722
	調剤延件数	26,041	29,573	33,550	36,825	40,165	41,582	46,274

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	入院費等	4,787,779	入院費等	4,819,187	入院費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	生活扶助と同じ						

（問題点・課題分析）	医療扶助の生活保護費全体に占める割合は、18年度で約半分を占めていて、医療扶助の適正実施は大きな課題であり、レセプト点検の業者委託を通して被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を的確につかみ、医療扶助の適正実施に一層努力することが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

（状況）	平成13年 一定 入院患者の日用品費について「医療費以外に支出する入院雑費等を把握すること」
------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	出産、生業、葬祭扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	松本 不二男	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	出産、生業、葬祭扶助(22-55-84-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として支給する。				
対象者等	1 出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。 2 生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。 3 葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。 他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 [生業扶助の範囲] 1 生業に必要な資金、器具又は資料 2 生業に必要な技能の修得 3 就労のために必要なもの [葬祭扶助の範囲] 1 検案 2 死体の運搬 3 火葬又は埋葬 4 納骨その他葬祭のために必要なもの [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [基準額]（18年度）出産扶助 204,000円以内 葬祭扶助 199,000円以内 生業扶助 75,000円以内				
経過	生活扶助と同じ。平成17年度より、生業扶助に高校就学費が新設された。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	23,776	22,795	27,509	32,116	38,922	37,784
	決算額（19年度は見込み）	23,764	22,437	27,157	31,999	38,922	37,784	41,105
	人件費					40,572	44,270	
	【事務分担当】（%）					525	540	
	合計（+）	23,764	22,437	27,157	31,999	79,494	82,054	41,105
	国（特定財源）	17,823	16,828	20,368	23,999	29,191	28,338	30,829
	都（特定財源）	2,170	1,577	1,763	2,484	2,452	1,946	1,906
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,771	4,032	5,026	5,516	47,851	51,770	8,370
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	葬祭延件数	149	141	162	202	197	197	216

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	葬祭費等	38,922	葬祭費等	37,784	葬祭費等	41,105

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	生活扶助と同じ						

（問題点・課題分析）	
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議事録 （要旨）	なし
---------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自立促進支援金給付事業（22-66-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。				
対象者等	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯				
内容	項目	説明		内容	年間支給上限額
	就労支援	【就労支援費】 求職活動にふさわしい服装を支給する。 補助教材等購入費を支給する。		服等 補助教材	25,000 12,000
	社会参加活動支援	【緊急一時保育料】 母の就労支援のため、母子の病気時の支援を行う。		母・子の病気等緊急対	30,000
		【社会参加活動費】 高齢者が社会の貢献することにより、生きがいを見つけるとともに地域での孤立化を防ぐ。		ホランティア講座受講料 ホランティア保険 シルバ-人材センター年会費	6,000 700 1,000
	地域生活移行支援	【住宅契約関係費】 住宅の確保を支援し、安定した地域生活を保障する。 【生活支援事業】 安定した日常生活を送れるよう支援する。 【債務整理援助事業】 自己破産等の手続きを支援する。		火災保険料 連帯保証費 居室清掃 ヘルパ-等派遣 予納金	20,000 30,000 150,000 60,000 15,000
健康増進支援	【健康増進費】 介護予防教室や各種グループワーク活動に参加することにより、要介護状態になることを予防する。		介護予防教室等参加費	1,000	
経過	平成16年度末をもって東京都は、「見舞金支給事業」を廃止し、平成17年度より「被保護者自立促進事業」として再構築し実施することとなった。本事業は東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、平成17年7月に開始した。				
必要性	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 支給時期	随時			
	2 支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額					29,031	10,000	7,412
	決算額（19年度は見込み）					1,400	1,592	7,412
	人件費					1,293	854	
	【事務分担当】（%）					15	10	
	合計（+）	0	0	0	0	2,693	2,446	7,412
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					3,248	1,606	7,412
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	-555	840	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	就労支援(延件数)					0	0	117
	社会参加活動支援(延件数)					3	5	60
	地域生活移行支援(延件数)					66	67	182
	健康増進支援(延件数)					0	25	12

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立促進支援給付金	1,400	自立促進支援給付金	1,592	自立促進支援給付金	7,412

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	自立促進支援金支給件数	/	69	97	18		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	保護者の就労や社会参加、健康増進等、自立に資する活動の支援

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	太田 雪絵	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	入浴券（22-77-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠法令等	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者 風呂所有者及び入院・入所中の者を除く				
内容	<p>都事業分</p> <p>1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者</p> <p>2 支給方法 民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬）・配付困難な者については保護課窓口</p> <p>3 支給枚数 60枚</p> <p>区事業分</p> <p>1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者</p> <p>2 支給方法 保護課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は都事業分と一緒に配付）</p> <p>3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当り 5枚</p> <p>購入単価 大人 H6年 350円 H7年 360円 H8～11年 370円 H12～17年 380円 H18年～ 400円 中人 H6～11年 170円 H12年～ 180円 小人 H6～11年 70円 H12年 80円 H13～17年 無料 H18年～ 80円</p>				
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 区事業分を見直し（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給）				
必要性	風呂のない低家賃の被保護者にとって、最低生活費の一助となっている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 該当者の抽出、入浴券の封入（世帯別）終了後、民生委員に配付依頼。 新規被保護者等については、保護課窓口にて配付。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	33,053	32,516	34,733	38,506	43,040	44,045	42,298	
決算額（19年度は見込み）	32,190	32,516	34,732	38,506	38,832	40,852	42,298	
人件費					862	854		
【事務分担当】（%）					10	10		
合計（+）	32,190	32,516	34,732	38,506	39,694	41,706	42,298	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	32,190	32,516	34,732	38,506	39,694	41,706	42,298	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	都事業分・大人（人）	1,389	1,406	1,476	1,656	1,693	1,678	1,744
	都事業分・中人（人）	16	12	9	14	6	4	4
	都事業分・小人（人）						0	0
	区事業分・大人（人）	129	152	176	160	166	151	156
	区事業分・中人（人）	2	2	4	3	1	1	1
	区事業分・小人（人）						0	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入浴券		38,832	入浴券	40,852	入浴券

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	入浴券支給枚数	101,430	103,140	102,222	0		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>足立区、墨田区、葛飾区、北区、中央区は未実施 目黒区 65枚、大田区 50枚、千代田区 48枚 他の区は都基準（60枚）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	風呂のない居宅保護者の負担軽減と衛生的環境の維持

議 会 要 旨 状	<p>平成10年2月（予特） 入浴券のチケットショップへの売却について</p> <p>平成11年2月（予特） 支給枚数の削減について</p>
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	横溝 麻樹	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	入院必需品(22-77-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な用品等を購入する資力がない場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。				
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者				
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。支給品目は次のとおり (1) 洗面具セット (2) 寝巻又はパジャマ 被保護者を除く (3) 下着 被保護者を除く				
経過	平成8年度までは単年度事業として実施 平成9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。				
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 入院必需品の支給を受けようとする者は、入院必需品支給申請書兼受領書にて所長に申請。 城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。なお、支給後に生活保護法を適用された者の場合は、法内支給の「入院時の衣料」に振替。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	212	204	201	201	200	200	200
	決算額（19年度は見込み）	192	192	175	201	186	174	200
	人件費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+）	192	192	175	201	186	174	200
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	192	192	175	201	186	174	200	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	洗面具セット	0	90	100	100	85	80	90
	寝巻	40	20	10	19	20	15	20
	下着	40	20	20	20	20	20	20

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	洗面具セット外	186	洗面具セット外	174	洗面具セット外	200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	<p>城北労働・福祉センター、救急隊（荒川管内）の協力を得て実施している事業であり、今後も実態に即した事業を継続していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>台東区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・墨田区・渋谷区・中野区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	簡易宿所等に居住する要保護者、住所不定者の緊急入院用

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	救護施設	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行															
		担当者名	上岡 勝美	内線	2621															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	救護施設(22-88-25-01)																			
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等																
終期設定	有 無	年度	法令等																	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画															
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																		
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																		
	施策	低所得者の自立支援[02-10]																		
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。																			
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者																			
内容	<p>救護施設は全国で180施設（在籍者数 16,957人）ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者　くるめ園[小平市：在籍者2名] ・精神病寛解者　あかつき[小平市：在籍者5名] ・アルコール依存症回復者　救世軍自省館[清瀬市：在籍者0名] ・その他　昭島荘、村山荘、さつき荘、優仁ホーム、光の家神愛園、黎明寮 <p>救護施設の状況（都社会福祉統計年報・都業務統計月報・保護のてびきより）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>施設数</th> <th>定員</th> <th>在籍者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川区</td> <td>19年3月現在</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>19年2月現在</td> <td>10</td> <td>911</td> <td>959</td> </tr> </tbody> </table>							施設数	定員	在籍者数	荒川区	19年3月現在			15	東京都	19年2月現在	10	911	959
		施設数	定員	在籍者数																
荒川区	19年3月現在			15																
東京都	19年2月現在	10	911	959																
経過																				
必要性	生活扶助と同じ。																			
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>福祉事務所から施設に対し、収容調査表、保護決定通知書（写）、検診書（「あかつき」収容の場合は病院長の意見書）を添え収容依頼する。その後、施設見学と共に施設管理者の面接が実施され、入所を許可された者は、入所順番待ちの登録をする。施設側から許可がありしだい入所となる。</p> <p>措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は財団法人東京都地域福祉財団に委託している。</p>																			

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	33,327	35,675	38,816	41,459	43,896	42,854	44,743
	決算額（19年度は見込み）	31,960	34,953	38,485	38,323	42,539	40,755	44,743
	人件費					14,387	15,610	
	【事務分担量】（%）					185	190	
	合計（+）	31,960	34,953	38,485	38,323	56,926	56,365	44,743
	国（特定財源）	23,970	26,214	28,864	28,742	31,775	30,566	33,557
	都（特定財源）	6,625	7,523	8,295	8,248	9,265	8,885	9,734
その他（特定財源）								
一般財源	1,365	1,216	1,326	1,333	15,886	16,914	1,452	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生活費(延べ人員)	120	127	152	162	182	167	176
	生活費(金額)	4,794	6,145	7,775	7,224	8,406	7,628	9,165
	事務費(延べ人員)	148	160	167	170	190	181	194
	事務費(金額)	27,166	28,808	30,710	31,099	34,133	33,127	35,578

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	42,539	施設生活費、事務費	40,755	施設生活費、事務費	44,743

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議事録 （要旨）	なし
---------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	更生施設	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	上岡 勝美	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	更生施設(22-88-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者				
内容	更生施設は全国で18施設（在籍者数 1,769人）あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。また、更生施設以外の施設に、宿所提供施設、民間の宿泊所等がある。 ・更生施設：浜川荘、塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、しのばす荘、さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用） ・宿所提供施設：西新井栄荘、塩崎荘、千歳荘、小豆沢寮、富士見寮 民間の宿泊所：やまて寮、新大久保寮、新光館				
	更生施設の状況（都社会福祉統計年報・都業務統計月報・保護のてびきより）				
		施設数	定員	在籍者数	
	荒川区	19年3月現在		52	
	東京都	19年2月現在	9	851	905
経過	戦後、東京都が一元的に運営 昭和40年4月 施設が所在する区へ移管 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設 平成13年度 さざなみ苑通年化 平成14年4月 更生施設等の再編 一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、財団法人東京都地域福祉財団に委託している。 さざなみ苑は、都が設置費と運営費の一部を負担し、区は事務費と生活費を支弁する。 その他の施設は、区が施設と直接契約し、事務費と生活費を支弁する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	147,929	125,092	118,324	88,363	58,064	73,212	76,004	
決算額（19年度は見込み）	134,599	118,744	117,729	56,727	55,715	70,381	76,004	
人件費					14,387	15,610		
【事務分担量】（%）					185	190		
合計（+）	134,599	118,744	117,729	56,727	70,102	85,991	76,004	
国（特定財源）	100,949	89,058	88,297	42,545	41,916	52,786	57,003	
都（特定財源）	33,650	29,655	29,400	14,167	13,564	17,515	19,001	
その他（特定財源）								
一般財源	0	31	32	15	14,622	15,690	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生活費(延べ人員)	1,215	1,080	1,069	525	490	606	659
	生活費(金額)	105,600	90,901	91,958	31,356	29,369	37,312	38,756
	事務費(延べ人員)	577	545	504	565	560	611	694
	事務費(金額)	28,999	27,843	25,771	25,371	26,346	33,069	37,248

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	施設生活費、事務費	55,715	施設生活費、事務費	70,381	施設生活費、事務費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 要 旨 問 状	なし
----------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	授産施設	部課名	福祉部保護課	課長名	釜井 広行
		担当者名	上岡 勝美	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	授産施設(22-88-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	生活保護法第19条及び38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	<p>身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。</p>				
対象者等	<p>荒川授産場の利用者のうち 生活保護法による保護を受けている者 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者 平成19年3月現在 対象人員 20人（授産場 施設：19人、家庭：1人）</p>				
内容	<p>荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価）73,400円 家庭事務費（1人当り単価）5,400円（平成19年3月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49.1.24 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。</p>				
経過	<p>昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を（社）シルバー人材センターに委託</p>				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	16,674	17,417	19,624	18,569	17,342	18,218	18,169
	決算額（19年度は見込み）	16,622	17,064	19,102	18,263	17,065	17,534	18,169
	人件費					862	854	
	【事務分担量】（%）					10	10	
	合計（+）	16,622	17,064	19,102	18,263	17,927	18,388	18,169
	国（特定財源）	12,467	12,798	14,327	13,697	12,799	13,151	13,627
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
	一般財源	4,155	4,266	4,775	4,566	5,128	5,237	4,542
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象延人員	247	230	282	284	247	250	271

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設・家庭事務費	17,065	施設・家庭事務費	17,534	施設・家庭事務費	18,169

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	
施設の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 千代田区・品川区 平成12年度廃止(移管後20年経過) 江東区・豊島区・世田谷区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議事録 （要旨）	なし
---------------	----